



**工場立地法の手続きについて、緑地面積率等を緩和しています。**

工場立地法（昭和34年法律第24号）では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的に、一定規模以上の工場（以下「特定工場」という。）の生産施設や緑地等の面積率の基準を公開し、工場の新設・増設の際にはこの基準に基づいた生産施設や緑地等の設置を事前に届け出ることを義務付けています。

特定工場の条件は以下のとおりです。

- (1) 製造業等に係る工場または事業場であること
- (2) 一の団地内における敷地面積が 9,000 m<sup>2</sup>以上または建築物の建築面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上

特定工場の敷地面積に対する緑地面積の割合は **20%以上**、環境施設面積の割合は **25%以上が必要**となりますが、条例によりこれらの割合を変更することができます。

甲賀市では、既存企業の設備投資や新規企業の立地を促進し、市内産業の活性化を図るため、「**甲賀市工場立地法における緑地等の基準の特例を定める条例**」を制定し、

**緑地面積率等を緩和しています。**（詳しくは裏面をご覧ください）

**問い合わせ先**

甲賀市 産業経済部 商工労政課

所在地/〒 528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

電話番号/ 0748-69-2187 FAX/0748-63-4087

市ホームページ : <http://www.city.koka.lg.jp/11491.htm>

（届出様式等については上記市ホームページをご覧ください）



甲賀市が定めた条例の内容について、特定工場の緑地等面積率を以下のとおり緩和します。

	緑地面積率		緑地面積率+緑地以外の環境施設面積率	
	以前 (国による準則)	平成 30 年 4 月 1 日～	以前 (国による準則)	平成 30 年 4 月 1 日～
準工業地域	敷地面積の 20%以上	敷地面積の <u>15%以上</u>	敷地面積の 25%以上	敷地面積の <u>20%以上</u>
工業専用地域 工業地域	敷地面積の 20%以上	敷地面積の <u>10%以上</u>	敷地面積の 25%以上	敷地面積の <u>15%以上</u>
都市計画法に規定 する地区計画の区 域のうち市長が別 に定める区域 (例：八田サテライ トパーク)	敷地面積の 20%以上	敷地面積の <u>10%以上</u>	敷地面積の 25%以上	敷地面積の <u>15%以上</u>

※なお、特定工場の緑地面積及び環境施設面積が国による準則が定める基準以下となる場合においては、当該特定工場を所有又は操業する企業と市長が、「緑地等環境保全協定」を締結することとします。( 様式は市ホームページへ )

